三　難病の患者に対する医療等に関する法律による医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五　指定難病要支援者証明事業（難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

六　指定難病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の指定難病の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八　指定医（難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

九　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十一　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

十二　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

19～23　［略］

24　法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　小児慢性特定疾病要支援者証明事業（児童福祉法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業をいう。以下同じ。）に関して行われる申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答

十二　小児慢性特定疾病要支援者証明事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

13～17　［略］

18　指定医（児童福祉法第十九条の三第一項の指定医をいう。以下この項において同じ。）の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

19　指定医の指定の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

20　指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

21　指定医の指定の辞退の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

22　指定医の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

17～21　［同上］

22　［一～十　同上］

［新設］

十一～十五　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］